東京オリンピック・パラリンピック大会

Owned 及び Shared Emissions に充当可能なオフセットの調達基準案の WWF 提案

2017年12月8日

東京オリンピック・パラリンピック大会は、まず温室効果ガスの排出を削減し、再生可能 エネルギーなどによる代替手段の実施が先決であり、その実施に替えてカーボンオフセットを行うことはできない。オフセットは、あくまでも補完的な手段としてのみ機能するもの である。

特に Owned 及び Shared Emissions に対しては、厳格な基準を持つオフセットスキームからのクレジットのみ使用可能とする。どのような規制枠組みが適用されようとも、オフセットプロジェクトの基準、すなわち透明性、追跡可能性(トレーサビリティ)、堅牢性を保証されるものでなければならない。

使用されるカーボンクレジットは、最も厳格な国際基準に従って認証されたもので、以下 の基準を満たす必要がある。

- プロジェクトは「追加的」でなければならない。(すなわち、クレジット化された資金 調達がなければ、当該プロジェクトは起こっていないこと)。
- カーボンクレジットの二重カウントを避けなければならない(各カーボンクレジットが一度しか販売および使用されていないことを保証する)。そのためには、カーボンクレジットの取引を記録し、客観的な検証を可能とする独立したシステム(登録簿や取引ログ)が必要である。
- プロジェクトは、独立した監査機関によって、有効化および検証されなければならない。
- 吸収源に関するプロジェクトについては、「永続性」が担保されなければならない。つまり、プロジェクトを通じて、吸収されたり、(伐採防止によって)排出を免れたりした炭素が、再度大気中に放出されることを阻止・」防止しなければならない。
- プロジェクトは、地域住民や地域に便益をもたらし(SDGs への貢献)、地域の生態系などの環境に悪影響を及ぼしてはならない。

特に今世紀後半にゼロを目指すパリ協定が発効してから初めてのオリンピックとなる東京オリンピック・パラリンピック大会においては、クレジットで排出を相殺するだけではなく、世界的に見て純減となる必要がある。そのために使用するクレジットは 30%割引するなどが必要である。

(ご参考)

パリ協定(外務省訳)

6条4項

- ・持続可能な開発を促しつつ、温室効果ガスの排出にかかる緩和を促進すること
- ・締約国により承認された公的機関及び民間団体が温室効果ガスの排出にかかる緩和に参加することを奨励し及び促進すること
- ・受け入れ締約国(他の締約国が、国が決定する貢献を履行するために用いることもできる 排出削減量を生ずる緩和に関する活動により利益を得ることとなるもの)における排出量 の水準の削減に貢献すること
- ・世界全体の排出における相対的な緩和を行うこと

6条5項

・受け入れ締約国は、4項に規定する制度から生ずる排出削減量について、他の締約国が国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いる場合には、当該受け入れ締約国が国が決定する貢献を達成したことを証明するために用いてはならない。

Gold Standard(最も厳格なクレジット認証)の VCS のための追加項目

- プロジェクトのスコープは、再生可能エネルギー、エネルギー効率向上プロジェクト の 2 つ
- プロジェクトの持続可能な開発や地域コミュニティの利益への貢献を確実にするため、3 つの手段、①持続可能性評価表を用いたチェック、②環境影響評価(EIA)の実施チェック、③ステーク・ホルダー・コンサルテーションの基準チェックでプロジェクトの持続可能性が評価及び確認される。 このうち、持続可能性評価表では、①大気環境の改善など、地域やグローバルなレベルでの環境面での持続可能性への貢献、②貧困減少など社会的な側面からの持続可能性や開発への貢献、③先進国への技術依存の解消など、経済的・技術的発展への貢献が評価される。